

マックス・ヴェーバーにおける農村分析の基礎視角

米沢, 和彦

<https://doi.org/10.15017/2328649>

出版情報：哲學年報. 37, pp.133-157, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



マックス・ヴェーバーにおける農村分析の基礎視角

米 沢 和 彦

—

マックス・ヴェーバーが学者として世間一般に認められる端初を開いたのが、社会政策学会の委嘱によって著わした『ドイツの東エルベ地方における農業労働者の状態』、およびそれに続く一連の農業労働者問題の調査研究であったことは、周知の事実である。そしてそれらの諸論稿をめぐって、これまでわが国においても、住谷・山口両氏の力作をはじめ⁽¹⁾、数多くの秀れた研究がすでに公刊されている。

しかしながら、それらの多くの研究は、おおむね経済学者の手になるものであり、いきおい「資本主義成立史論」、もしくは「経済政策」・「農業政策」という視点からの分析にその重点が置かれている。したがって、社会学、なかなく農村社会学の視点からの説明は十全とはいえないのではあるまいか。いや、「農村社会学者としてのマックス・ヴェーバー」というとらえ方は、こんにちまで、わが国では全然なされていまいか。あながち言いすぎではあるまい。それゆえ以下の小論は、かかる状況を念頭におきつつ、農業労働者問題に対するヴェーバーの問題意識と分析方法とを、すぐれて農村社会学的な視点から説明しようとする一つのこころみである⁽²⁾。

(1) 住谷一彦「初期ヴェーバーの資本主義成立史論」、同氏著『リストとヴェーバー』、一九六九年、未来社、一九九二—二五三

ページ、山口和男「東エルベ農業労働者問題とマックス・ウェーバー」、同氏著『ドイツ社会思想史研究』、一九七四年、ミネルヴァ書房、一五九—二〇ページ、山岡亮一「マックス・ウェーバーの農業経済論」、出口勇蔵編『経済学全集』第六巻、一九五六年、河出書房、三六—七二ページ、をはじめその数は二〇数編をこえる。

(2) 外国においても、「農村社会学者」としてのウェーバーを論述したものは、私の知るかぎり、パウエル・ホーニスハイムものが唯一である (Paul Honigsheim, Max Weber as a Rural Sociologist, in: Rural Sociology, 11 (3), 1946, p. 207-218) なお、詳細については、嘉目克彦編「ウェーバー文献目録・外国編」、『知の考古学』第七・八合併号、一九七六年、を参照のこと。

(3) ところで、当時のドイツにおける農業問題は「高度に政治的」(hochpolitisch)な問題であり、ウェーバーの諸論稿も「政治論」としての色彩を強く帯びていることはいうまでもない。しかし、この小論では、なによりもウェーバーの深奥にひそむ農村社会学的な分析視角を明らかにすること、ここにその焦点をあわせて行きたい。

(なお、本稿は、昭和五二年度日本社会学会において発表した草稿「農村社会学者としてのマックス・ウェーバー」に加筆したものである。)

二

まず、一連の農業労働者問題をめぐる論稿のうち、その主要なものを年代順に列挙してみよう。⁽¹⁾

一、「ドイツの東エルベ地方における農業労働者の状態」(Die Verhältnisse der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 55, 1892)

二、「農業労働者の状態についての私の調査」(Privatengquaten über die Lage der Landarbeiter, in: Mitteilungen des Evangelisch-sozialen Kongress, Nr. 4, 5, 6, 1892)

三、「農業労働制度」(Die ländliche Arbeitsverfassung, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 58, 1893, S. 62~86. 山口和男訳『農業労働制度』、一九五九年、未来社)

- 四、「農業労働者の状態に関する社会政策学会の調査」(Die Erhebung des Vereins für Sozialpolitik über die Lage der Landarbeiter, I—VI, in: Das Land, I. Jg. 1893, S. 8-9, 24-26, 43-45, 58-59, 129-130, 147-148)
 - 五、「ドイツ農業労働者の状態に関する福音社会会議の調査」(Die Erhebung des evangelisch-sozialen Kongress über die Verhältnisse der Landarbeiter Deutschland, in: Christliche Welt, 7. Jg. 1893, S. 535-540)
 - 六、「東エルム農業労働者の状態に関する発展諸傾向」(Entwicklungsstendenz in der Lage der Ostelbischen Landarbeiter (Ungearbeitete Fassung), in: Preussische Jahrbücher, Bd. 77, 1894, S. 437-473. 大藪輝雄・吉矢友彦共訳「東エルム農業労働者の状態における発展諸傾向」『立命館経済学』第三卷四・五号)
 - 七、「ドイツの農業労働者」(Die deutschen Landarbeiter, in: Bericht über die Verhandlungen des 5. Evangelisch-sozialen Kongress, 1894, S. 61-82, 92-94)
 - 八、「国民国家と経済政策」(Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik. Akademische Antrittsrede. Freiburg/Berlin 1895. 田中真晴訳「国民国家と経済政策」、『世界の大思想』23、『ヴェーバー』政治・社会論集』一九六五年、河出書房)
- 以上のとおりであるが、このほかにも、後年の「プロイセンにおける世襲財産問題の農業統計学的・社会政策的考察」および「農村社会と他の社会科学の諸分野との関係(農業制度と資本主義)」に至るまで、多くの論稿やコメントが存在しており、ヴェーバーのなみなみな興味の高さと、当時のドイツにおける農業問題(農村および農業労働者問題)の重要性をうかがい知ることができよう。

(1) 嘉目編、前掲書、三二〇—三二三ページ参照。

(2) ヴェーバーは、Das Land, Christliche Weltをほしめ、数多くの雑誌に論稿を発表しているが、これらのわが国では入手不可能な資料の蒐集にあたっては、九州大学中央図書館参考掛藤原愛子さんから多くのご援助をいただいた。この紙面を

かりて厚くお礼申しあげたい。

ここで、農業問題が重要な社会問題となって登場してくる当時のドイツの社会情勢と、これらを背景として社会政策学会「(Verein für Sozialpolitik)」が農業労働者調査の実施を決定するに至った経過とを、すこし垣間みることにしよう。

一八四八年の三月革命以後、一八七〇年代半ばまでのドイツでは、ユンカーはその輝かしい繁栄を誇っていた。しかしビスマルクによる帝国統一以降、それらのユンカー経営には黒雲がかかりはじめた。すなわち、産業革命の進行による西ドイツ工業の飛躍的發展は、ユンカーの政治的・経済的地位の下落をもたらした。農業労働者を東部から工業地域へと引きよせ、ユンカー経営における労働力の不足という現象を惹きおこした。また一方では、この時期、ロシアとならんで、アメリカおよびアルゼンチンの穀物がヨーロッパ市場に大量に流入し、ヨーロッパ、とりわけドイツの穀物市場は構造の大変革をよぎなくされた。この結果、東部ドイツのユンカー経営は危機にひんし、ついに保護関税主義へと転向する。が、九一年の大凶作、九二年の穀価の崩落と、その末期的状況はますます深化を加え、九三年には「農業家同盟」(Bund der Landwirte)の創設にまで至るのである⁽¹⁾。

このような深刻な社会情勢を背景として、「社会政策学会」は全ドイツにわたる農業労働者の調査を企画し、ヴェーバーは「最も重要な」東エルベ地区を担当することになるのである⁽²⁾。ときあたかも、『中世商事会社の歴史』、および『ローマ農業史——公法ならびに私法に対するその意義』、さらに一連の後期古代社会にかんする小論を世に問ひ、学者としての第一歩を踏み出しはじめていた、ちょうどそのときであった⁽³⁾。

(1) ゴルツ著、山岡亮一訳『ドイツ農業史』、一九三八年、有斐閣、四三七—四四二ページ、および大野英二著『ドイツ資本主義論』、一九六五年、未来社、三七—ページ参照。

なお、このころヴェーバーは、もうひとつの社会問題、いわゆる「取引所」問題にたずさわる。これについては、中村貞二・柴田固弘訳『取引所』一九六八年、未来社、およびバンディックスの次のものを参照せよ。Reinhard Bendix, Max Weber. An Intellectual Portrait, New York 1960, p. 37-70. 折原浩訳『マックス・ヴェーバー、その学問の全体像』一九六六年、中央公論社、二〇—五四ページ。

(2) Vgl. Marianne Weber, Max Weber. Ein Lebensbild, Tübingen 1926, S. 135f. 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』I、一九六三年、みすず書房、一〇二—一〇三ページ参照。

ところで、W・モムゼンは、ヴェーバーがみすずから進んで、「重要かつ難しい東エルム地区」を選択したと記しているけれども (Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik 1890-1920, 2 Aufl. Tübingen 1974, S. 23) ヴェーバーがみすずから希望したのか、それとも「政策学会」が割当てたのか、定かではない。

(3) 若きヴェーバーの非凡なる才能の証左としては、前述のW・モムゼンの曾祖父であり、ヴェーバーの学位論文「中世商事会社の歴史」の審査員のひとつ、テオドール・モムゼンの印象ぶかい次のことばで充分であろう。

「いよいよ私が墓場へ向かわねばならないとき、『息子よ、私の槍を持って、私の腕にはもうそれは重すぎる』と誰にもまして私が言いたいのには、私の高く評価するマックス・ヴェーバーに向ってであらう」(Marianne Weber, a. a. O., S. 121. 大久保訳、九二—九三ページ)

こうして、いよいよ調査が実施にうつされるのであるが、その手続きは次のようであった。まず秘密顧問官ティール (Hugo Thiel)、『およびコンラッド (Johannes Conrad)』、ゼーリング (Max Sering) 両教授によって調査の計画と準備とが進められ、各地区の担当者六名が決定した。⁽¹⁾ さらに、ゼーリングを中心に二種類の調査票 (Fragebogen I, Fragebogen II) が立案され、まず調査票Ⅰが、一九一一年二月、調査対象である農業経営者に送付され、調査は開始された。この調査票は、経営者が農業労働者の状態について記入するもので、対象者総数は三二八〇名であった。調査票Ⅱは、各地域ひとりずつ選ばれた農業経営者がその地域の概況について報告するもので、一九二二年二月、五六二通送付された。そしてこれらのうち回収されたものは、それぞれ二二七七 (回収率七二%)、二九一 (回収率五二%)

であった。⁽³⁾

ヴェーバーが担当した東エルベ地区では、調査票Ⅰ(個別報告書)が五七三通、調査票Ⅱ(総合報告書)が七七通、回収された。⁽⁴⁾そして八九〇ページにもおよぶ分析結果は、またたくまに書き上げられ、結論部分は「農業労働制度」という演題のもと、九三年春の社会政策学会総会で報告された。この総会の冒頭、農業史の泰斗クナップ(G. Knapp)は、調査全体の概要の説明のなかで、こう言明した。⁽⁵⁾

「東エルベ地方の労働事情については、マックス・ヴェーバー博士によって報告書が纏めあげられましたが、これは、その思想の豊かさと理解の深さによって、全読者を驚かせました。われわれはこの労作に接し、ますなによりも、われわれの専門知識はもはや過去のものとなり、最初から学問をやり直さねばならぬ、こういう感慨を禁じえないのであります。」

では、クナップをして「最初から学問をやり直さねばならぬ」とまで驚嘆せしめた分析手法は、一体いかなるものであったのか。以下、一連の論稿を総合的に考察するなかで、さらにヴェーバーに内在することにした。

(1) 六人の担当地区および報告書は次のとおりである。

西北ドイツ、ケルガー (Schriften, Bd.53, S.1-239)

西南ドイツ、ロッシュ (Ibid., S.243-440)

中部ドイツ、フランケンシュタイン (Schriften, Bd.54, S.1-400) ヴォームス (Ibid., S.401-649) およびアウハーゲン (Ibid., S.651-765)

東エルベ地方、マックス・ヴェーバー (Schriften, Bd.55, S.1-891)

ところで、この六人の報告書を比較対照したユニークな研究として、V.K.ディブルのものがあつた。彼は、この中で、ヴェーバーの報告書がもっとも綿密かつ社会構造の変化に鋭敏であることを指摘し、社会学者としてのヴェーバー像を浮き彫りにすることを意図してゐるのであるが、本稿のものにこうした点にふれるところがあつた (Vernon K. Dibble, Social

Science and Political Commitments in the Young Max Weber, in: Archives Européennes de Sociologie, 9(1), 1968, p.92-110)

(2) Schriften, Bd.53, S.XV-XXV. なぞの調査票は「山口善 前掲書」一七二—一七五ページに、註(一)として訳出をわづら¹⁾。

(3) Ibid., S.X.

(4) この五七三および七七通の内訳は次のとおりであった。東プロイセン(104・11)、西プロイセン(65・7)、ポムメルン(98・24)、ポーゼン(94・9)、シロージエン(112・24)、ブランデンブルク(49・0)、メクレンブルク(48・2)、ラウヘンブルグ大公国(30・0) (Die Verhältnisse, a.a.O., S.3)

(5) Schriften, Bd.58, S.7.

三

ここではまず、「じつに加工しにくい資料」⁽¹⁾から、従来の統計的データを縦横に駆使しつ⁽²⁾、ドイツの農業問題の核心に迫るヴェーバーの見事な分析の手順からみて行くことにしよう。

ヴェーバーは、まず最初に、ドイツ全土における農村の労働制度の違いを検討し、「三つの類型」を設定することによって、全体の鳥瞰をその視野の中に収める⁽³⁾。

第一は西南ドイツ型である。この地方では農業労働者問題というものは存在していない。というのも、ここでは仕事を求める「零細土地所有者」(Kleiner Stellenbesitzer)と、労働力を求める「農民的土地所有者」(bäuerlicher Besitzer)との間に社会的へだたりがなく、この両者の労働関係においては、支配・被支配という意識は希薄であった。したがって、彼らの家族は何世代にもわたってそこに居住し、労働を「せおわなれた義務」(übergenommene Pflicht)としてではなく、むしろ自分が選んだ「好み」(Gefälligkeit)として提供するという特徴をもっていた。この労働に対する考え方こそ、東部とは好対照をなしていたのである。

第二は北西ドイツ型である。ここでは、農村人口は中規模農場に隣接する村落に居住し、農場は労働力をこの村落から得ていた。しかし、社会組織という面ではこの地方は第一の西南型とは逆であった。すなわち、相続は一子相続であり、相続者以外は「相続喪失者」として、農業労働者となるか、あるいは工業地帯ないし国外に出て行かざるをえない状況をも呈していた。にもかかわらず、東部のように、労働力のはげしい減少とそれともなう労働力の空白状態はみられなかった。

第三の類型が、ここで問題となる東部ドイツ型であった。前二者が比較的小規模ないし中規模の土地保有が支配的であったのに対し、ここでは零細農民と巨大農場との組合せがその特色をなしていた。また労働力の確保という面でも、前二者は、村落に定住する人口から労働力を得ていたのに対し、ここでは、移動性の高い、日雇い労働者が圧倒的多数を占めていた。しかも、農業労働者の流出はあとを絶たず、これにかわってポーランド人の流入が激増し、東エルベ地方はまさに風雲急を上げていたのである。

このような三類型の設定とその比較を通じて、東部農村に固有の問題を検出したヴェーバーは、その焦点をこの東部農村にしぼりつつ、この地域がかかえる問題およびその原因について論及を続ける。

ヴェーバーのみるところ、東部に変化をもたらした外的要因として、大農経営における経営および技術の進歩があった。⁽⁴⁾すなわち、打穀機械・人工肥料などの改良による経営の合理化と、収益の大きい商品作物、とくに甜菜の栽培は、それまでの農業労働制度に決定的な影響を与えた。なかでも甜菜の大規模な栽培は、夏季と冬季の労働力需要の極端な差をもたらし、この結果、ながく農場に定着している恒常的な労働者の減少という状況を惹きおこしたのである。つまり、夏季労働者の相対的增加↓季節労働者の増加（農業経営における季節的性格の強化）↓従来の労働関係の崩壊↓半隷農の増加・ポーランド人の流入、一言にしていえば「農業労働者の『流動化』」(Mobilisierung) (der Landarbeiter)⁽⁵⁾という社会状況であった。そしてこの労働関係の変化は、東部の伝統的な社会構造の変質、すなわち

こんにちの表現でいえば、従来の安定的な土着社会から流動化社会への変質、これを意味していた。彼は、こういう変化の原因が、前述のように、産業革命の完遂による世界市場の圧力、および経営合理化等の経済的な要因によるものであることは充分に承知していた。にもかかわらず彼は、この「土着」から「流動」への変容過程の分析においてあえて「経済的立場」からの追求を断念し⁽⁹⁾、「特定の典型的な要因」という彼独特の視角をそこに指定するのである。

- (1) Vgl. W. Mommsen, Max Weber, Gesellschaft, Politik und Geschichte, 1974, S.24. 中村貞二・米沢和彦・嘉目克彦訳『マックス・ヴェーバー』一九七七年、未來社、二八ページ参照。
- (2) ヴェーバーは調査の不備を補うために、一八四九年と一八七四年に行われた次のふたつの調査の結果を援用している。

Alexander v. Lengerke, Die ländliche Arbeiterfrage, Berlin 1849.

Th. Fth. von Goltz, Die Lage der ländlichen Arbeiter in Deutschen Reich, Berlin 1874.

- (vgl. Die Verhältnisse, a. a. O., S.7)
- (3) Die ländliche Arbeitsverfassung, a. a. O., S.64-68. 山口訳「一一一—一二二ページ」。
- (4) Vgl. ibid., a. a. O., S.68. 山口訳「一二二—一二三ページ」参照。
- (5) Entwicklungsstadien, in: SWG, S.493. 大藪・吉矢訳「一〇三三ページ」。
- (6) Die ländliche Arbeitsverfassung, a. a. O., S.64. 山口訳「一二二—一二三ページ」。

こうしてヴェーバーは、東部農村の社会構造の変化を動態的に把握⁽¹⁾し、その原因の考察をこころみるわけであるが、そのさいヴェーバーの立場は、他の報告者とは大きく異なっていた。すなわち、ヴェーバーをのぞく五人の立場は、大農経営にいかにして労働力を調達するか、つまり農業労働者問題は雇用者側の問題である、こういう基本的考え方に立脚したものにはかならなかった。たとえば、西北ドイツを担当したケルガーはいう⁽²⁾——

「農業労働者の問題は、私の見解によれば、次の点につきる。すなわち、いかにすれば、農業労働者——とくにプロイセン東部の労働者——に、自分の故国で、またその地主のもとで働こうという気をおこさせることがで

きるか、これである。

このように問題を提起すれば、なによりもまず、労働者問題は、本質的には雇用側の問題であり労働者の問題ではない、こう明言したい。二、三の例外をのぞいて、全ドイツにおけるあらゆるタイプの農業労働者の物質的状態は、……良好であり、ここ二、三十年来、確実に改善されている。それゆえ、農業労働者問題の本質は、どのような手段によって労働者の経済的状态を向上させるか、という点にあるのではない。」

このように、他の五人の分析は、「労働力の確保」という雇用人の立場のみに重点がおかれたため、労働者と雇用人との関係の解明においても、静態的・表面的なものに終り、両者の関係の変化、ひいては社会構造の変化にまで肉迫することはできなかったのである。⁽¹⁾

(1) この動態的な把握こそが、ヴェーバーにおける分析の特徴である。ラザルスフェルドもいう。「調査資料を過去のデータと比較し、歴史的バースペクティブにおいて考察した報告者はヴェーバーただひとりであった」と (P.F. Lazarsfeld and A.R. Oberschall, *Max Weber and Empirical Social Research*, in: *ASR*, April 1965, p.186)

(2) K. Kaenger, *Schriften*, Bd. 53, S.216-217. またこの点に関してマウナーゲンも言う。「労働者を扶助するための方策を講じるという意味での労働者問題は、われわれの分析によれば、まったく存在しない」(O. Auhagen, *Schriften*, Bd. 54, S. 743)

(3) Cf. V.K. Dibble, *op. cit.*, p.96.

こうして、農村社会の変化を労働者側の視点から解明することを目指すヴェーバーは、まず農業労働者を次のふたつの範疇に類別し、その糸口とする。⁽¹⁾

一、常雇労働者(一年契約によって縛られた労働者)

(1) インストロイテ (*Instleute*)

東部農業労働者の根幹をなしており、家族全体で農場内の小屋に住み、貨幣および現物による報酬をえていたが、これは定額でない。隷農の性格を持っており、ユンカーとの関係はふつうの労使関係ではなく、ユンカーは行政官としての支配権をも有する。

(四) ゲジンデ (Gesinde)

ふつう独自の男女からなり、農場内に住み込み、食事の支給をうけ、家畜の世話や下僕の雑務を行う。

(イ) デプタント (Deputant)

一九世紀後半よりインストロイテやゲジンデに代って次第に広汎にあらわれてきた層で、家族単位で契約し、固定した年賃金と現物の給付をうける。近代的な賃労働者に近い性格を有する。

二、季節雇労働者 (日雇い労働者)

ユンカー管区に居住せず、近隣の村落から個人単位で雇用され、日給もしくは歩合による純粋な貨幣賃金を得る。

ヴェーバーがなにもまして注目したのは、この二つの型の労働者が、それぞれ異なる社会的な移動形態を示し、対照的な経済的地位を得るという点であった。たとえば、(一)のタイプの恒常的労働者は、ふつうまずゲジンデとして農場内に住み込み、いっさいの生活必需品を支給され、わずかずつではあるが蓄えをふやし、やがて世帯を構え、一人前のインストロイテ、あるいはデプタントへと上昇してゆき、その地位は比較的安定したものであった。一方、(二)のタイプの日雇労働者は、その日暮しの生活であり、若くて元気のよいうちにはかなりの賃金をうることができたが、三〇歳で極大に達し、それ以後は収入の漸減をまづばかりで経済的にも不安定であった。このふたつのタイプの労働者を比較してみたばあい、社会的上昇の機会、地位の安定、食生活等の点で、(一)の常雇労働者の方が、(二)の日雇労働者よりも有利な状況にあり、ながい目でみても、はるかに明るい将来への展望をもちえたのである。⁽²⁾

しかし、このように物質的には有利であったにもかかわらず、(一)のタイプの労働者は、ある者は工業労働者への、またある者は日雇労働者への道を選んだのである。ウェーバーはいう⁽³⁾——

「一年契約の労働者は、その物質的に安定した地位を放棄しても、不安定ではあるが『自由な』日雇労働者になろうとする。……いうまでもなく、この根底的な動きは、強力な純心理的『自由』の魔力のあらわれにほかならない。「この『自由』は」たいていは大なる幻影である。だが、けっきょく、人間は、したがって農業労働者もまた『パンのみにて』生きるのではない。まさしくわれわれは、農業労働者の努力と願望から、『糊口の資の問題』は第二義的重要性しかもたないこと、このことを知った。まずなによりも、農業労働者は——結果が幸福であれ不幸であれ——、自分自身でみずからの運命の開拓者たらんことを希求するのである。」

こうしてウェーバーは、東エルベ地方における労働関係の変化をもたらす主たるものは、『自由』の魔力⁽⁴⁾ (Zauber der Freiheit) 以外のなものでもないことをつきとめることができた。そして経済的利害は第二義的なものでしかなく、社会構造の変化を経済的要因のみでは説明しえないこと、換言すれば、農業労働者の精神構造に着目しないかぎり、十分な説明はなしえないことを、はつきりと自覚するに至る。かくて、心理的要因というひとつの、しかしもっとも重要な視角が、ウェーバーにおいて確立されていくのである。

(1) Vgl. Die Verhältnisse, a. O., S. 9-43.

(2) Cf. Bendix, op. cit., p. 44. 折原訳、二六—二七ページ参照。

(3) Die Verhältnisse, a. O., S. 79ff.

(4) この心理的要因を彼は、「農業労働制度」や「国民国家と経済政策」においてもくり返し強調して倦むところなかった。たとえば『制度』の中でいう。「インストロイテのうちでも、他ならぬもっとも富裕な分子が、工業労働者へと変ってゆくだけではなく、また土地をもたず束縛されることもないが純粋にプロレタリア的な農業労働者層、いわゆる『自由な』労働者への転向をえらぶこと、しかもこの転向は、きわめて確実な物質的条件を犠牲にして、その代りまったく不安定な生

活をすることになるのだが、それにもかかわらず、この転向が行われるということである。物質的には不確実であれ、束縛されない生活を望んで、物質的には確実だが忍従の生活を捨てようとするこの心理的要因、このような心理的要因が作用するからこそ、インスタ関係は崩壊するのであって、インスタ関係の崩壊をこれより以上雄弁に説明するものは何もないのである。……農業労働者の都市への移住や農業労働制度の編成替えをひきおこすものは、きわめて強力な支配力をもつ心理的諸要因なのである。」(Die landliche Arbeitsverfassung, a. a. O., S. 69-70. 山口訳「二四—二五ページ」)

四

これまで、ヴェーバーの見事な分析手順を考察してきたわけであるが、当面の問題に関していえば、いちおう次の二点が指摘できよう。

第一に、ヴェーバーの農業労働者問題把握の基本姿勢は、たんに雇用者側からの視点のみのケルガー等とは異なり、労働者、もしくは労働者と雇用者の相互関係においてとらえるという点にあったこと。第二に、農業労働者の心理的要因への注目、しかもそれは、単なる心理主義ではなく、統計学的・社会学的な資料に裏うちされたものであり、この心理的アプローチこそが、ヴェーバーの農村社会および農業労働者分析における原点であったこと。

この二点である。しかし、ありうべき誤解をさけるために、次の点だけは、ここでも一言しておかねばならない。それは、ヴェーバーはけっして経済的要因そのものを否定しているのではないということ、これである。前にも述べたように、彼は、経済的要因の果す役割については熟知していた。むしろ、この調査研究において、彼が斥け強く非を鳴らしたのは、農村および農業労働制度の構造変化が経済的要因のみによって規定されるという考え方、これに対してであった。⁽¹⁾ここを見逃してはならない。

ところで、このように分析視角を明確にしたとはいえ、この社会政策学会の調査は、ヴェーバー自身も認めるごと

く、調査対象者を雇用者のみに限定した結果、完全に納得のいくものではなかったことも事実である。⁽²⁾⁽³⁾ 農業労働者の意識に着目するかぎり、直接、労働者自身の考えを聞くことが不可欠であることはいうまでもない。そこでヴェーバーは、ちょうど同じ頃、「福音社会会議」が計画した農業労働者の調査に参画する。彼はそこで、ゲーレ(P. Göhre)と共に労働者自身を対象とする調査票を作成したが、これは社会政策学会の調査の不備を補うことを意図したものであり、ヴェーバーの農村分析の基礎視角をさらに明確にするためには、きわめて重要な資料であるといわなければならない。それゆえ、この調査票の内容を社会政策学会の調査票と比較しつつ、ヴェーバーに即してさらに掘り下げていくことにしたい。

(1) このようなヴェーバーの学問姿勢は、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』においても、強く貫かれている。

(2) 社会政策学会が実施したこの調査の欠陥については、一八九三年三月の政策学会総会での討論の席上、クヴァルク(Quark)からも次のような批判があげられる。

「この調査の仕方には欠陥がある。すなわち、調査票記入者として雇用者のみが選ばれたという点である。……それゆえ、調査結果の刊行物のタイトルにも『雇用者の発言にもついでに叙述された』ということをつけ加えるべきである。

さらに方法上の第二の欠陥として、雇用主の陳述そのものの質の悪さがみられる。ヴェーバー氏が言っているように、農業経営者が、自分自身の使用する労働者の状態について、まったく知らないことさえしばしばあったのであるから、雇用主の記入した内容も欠陥が多いと考えられる。「結論的に言えば」これだけでは、農業労働者の状態を知るのに証拠不十分である」(Schiffen, Bd. 58, S. 88-94. 山口訳、六一—六二ページ)。

これに対しヴェーバーは、方法的欠陥を肯じつつも、この調査の結果が価値の低いものであるという考えをきつぱりと否定し、こう続ける。

「調査票に欠陥があったことは、私も調査票作成者も見落しておりません。調査票が迅速に起草され、調査全体がすみやかに行われたのは正しいことであり、それは農業労働者の諸事情がまたかなりの早さで変化し、そのため急がねばならなかったからに他なりません」と(Ibid., S. 130. 山口訳、九二—九三ページ)。

(3) この「*ヴェーバーは、「農業労働者に関する完全な調査はいかにして行われるか」(Wie werden einwandfreie Erhebungen über die Lage der Landarbeiter angestellt?) というごく簡単なコメントを草して*」(Das Land, I, Jg. 1893, S.59-60)。
これは管区医師リヒターの「農村調査に医師の報告もとり入れよ」という提案 (Ibid., S.45) に対して書かれたもので、その必要性を認めつつも、費用の点で難しく、福音社会会議の調査が、この医療の面でもある程度補いうるであらうと述べているにすぎない。したがってこれは、表題から期待されるほどのものを含むものではない。

(4) Marianne Weber, a.a.O., S.144. 大久保訳、一〇八ページ。

この調査票は、前述のように、社会政策学会の調査票の反省のうえにたつて、一八九二年秋、ゲール(当時、福音社会会議の書記長)との共同作業において作成されたもので、調査を担当する牧師が農業労働者に直接質問して記入できるように配慮してあった。

とりあえず、この調査票の概略を示せば次のとおりである。⁽¹⁾

I、一般的な傾向について

教区名、教区民の構成、所領の範疇(大中小)、大所領に雇用される労働者の種類、労働者の範疇と数、外国人および出稼ぎ労働者の数と年齢、牧師等の所領の有無、商品作物の栽培および遺産相続の状況、住民の信条および国民性。

II、労働者の一般的傾向

A、物質的な関係

賃労働者とその所有財産の関係、労働者の住居事情、燃料の獲得状況、生活必需品の購入、栄養摂取の方法、労働の機会および労働時間、機械の導入とその影響、病気のさいの扶助、福利厚生の状態等。

B、家庭生活

家庭内の協力、子弟の結婚、家庭における婦人の地位、子供の数および死亡率、若年労働者の職業、老廃人の扶養等。

Ⅲ、収入状況の明細

1、(a)日雇労働者

一日あたりの収入、現物給の有無、出来高給か否か、日給と出来高給のどちらを好むか等。

(b)契約にもとづく労働者

生活必需品の獲得状況（パン、ミルク等）、衣服の確保、家畜売買の有無、手伝賦役農夫の徵募の仕方および彼らの年齢と性別等。

(c)独身の労働者（召使いおよび女中）

年間の総収入額等。

2、(a)労働者の希望する栽培作物、ヘクタールあたりの収穫高、土地購入の可否。

(b)家畜所有の有無（数、種類）。

(c)自作地耕作・家畜所有の希望の有無。

(d)労働者の身分的上昇移動の可否等。

Ⅳ、倫理および社会的関係

1、労働者の出身地および両親の職業、外国および工業地帯への移住の程度、季節的出稼の有無、移動労働者の他への影響、機械導入がもたらす物質的・精神的影響等。

2、儉約が行われているか否か、書物の需要の有無、学校教育に対する態度、信仰心の強弱等。

3、雇用者と労働者の関係（家父長的關係の有無）、労働者同士の関係（互いに緊密かどうか）。

4、労働組合の結成志向および雇用主組合の有無。

5、社会民主主義の煽動の状況。

6、昔と今の労働者の優劣（道徳という点において）。

以上のとおりであるが、社会政策学会の調査票と比べて、その特徴は、表現がより精密、かつ、より心理的要因への傾斜を強めている点である。これは、「労働者の主観的見解こそ問題である」とするヴェーバーの基本姿勢を、如実に反映したものにほかならない。

さらに、土地の売却や細分化に関する項目が削除され、労働者の物質的状态・生活状況に関する項目が縮小されている。⁽³⁾そしてこれらに代って、社会的移動、人間関係・態度という、いわゆる社会学の視角が前面に押し出されている。⁽⁴⁾たとえば移動に関する項目をいまますこし詳しく引用すれば次の如くである。⁽⁵⁾

〔Ⅵの1〕

A、さまざまな範疇の農業労働者の出身はどこか。彼らの両親の職業は何であったか。

B、次のものはどの程度の範囲で生じているか。

(a)、外国への移住

(b)、工業地帯および諸都市への流出

(c)、もしくはその「移住および流出の」両者

「これらの傾向は」増加しているか減少しているか。家族全員を伴ってか一人だけか。彼らの境遇は恵まれているか否か。経済的生命力にあふれているか否か。道徳の面ですぐれているか否か。信心深いか否か。どの範疇の労働者をもっともそうであるか。労働者は移住および流出の理由として何をあげるか。

C、他地域への一時的な移住（たとえば季節労働者など）が生じているか。それはどの範疇の労働者か。彼らの性

別および年齢層。熟練労働者か否か。帰郷後、住民に対していかなる精神的・道徳的影響をもたらすか。

このようにウェーバーの問題意識に即して推敲を重ねられた調査票によって、前回の社会政策学会の調査の補完と⁽⁶⁾牧師の政治教育のふたつを目的とする実態調査が開始されたのである。

(1) この調査票は、一八九九年に出版された S・ゴールドシュミットの『サクセン州ならびにブラウンシュウアイク公領・フンルト公領の農業労働者』(S. Goldschmidt, Die Landarbeiter in der Provinz Sachsen, sowie der Herzogtümern Braunschweig und Anhalt) の「緒言」の中で、編者トックス・ウェーバーの署名入りで掲載された⁽⁷⁾。(Vorbemerkung zu S. Goldschmidt, Die Landarbeiter in der evangelischen Gebieten Norddeutschlands. In Einzeldarstellung nach den Erhebungen des Evangelisch-sozialen Kongress. 1. Heft, 1899, S.1-11)

(2) Privatquaten über die Lage der Landarbeiter, in: Mitteilungen des Evangelisch-sozialen Kongress, 1892. Zitiert nach Max Weber. Werk und Person. Dokumente ausgewählt und kommentiert von Eduard Baumgarten, 1964, S. 370.

(3) 社会政策学会の調査では、もっぱらこれらの物質的狀態に重点がおかれており、ウェーバーが鋭く批判した点でもあった (vgl. Die Verhältnisse, a. a. O., S.5)

(4) 態度・価値については調査票の次の項目をみよ。

1、(f)労働者は農村工業(製糖工場、酒醸造工場等)に対してどのような態度をとるか。機械の導入に対して彼らはどのような態度をとるか。またそのことについてどのような考えをもっているか。機械の導入は、客観的には、労働者の物質的・精神的状況および心情にいかなる作用をおよぼすか。

2、(c)さまざまな範疇の労働者は学校教育に対してどのような態度をとるか。彼らはどのような知識に対してとくに価値をおくのか。

(d)さまざまな範疇の労働者の信仰心の程度はどうか。どの範疇の労働者をもっとも信心深いか。その理由は何か。経済的理由からか。

3、(a)雇用主と労働者との間に「家長的」関係、すなわち、父親らしい配慮と全面的な依頼心とが、それぞれにおいて存在するか。この関係はどのような制度において、またどのような事実として現われているか。労働者はその雇用主についてどのような見解を述べるか。(Vorbemerkung, a. a. O., S.7f.)

(5) Ibid., S.7.

(6) この補充という目的にふれてヴェーバーはいふ。「社会政策学会が農業経営者から得た調査資料(学会誌53~55巻「原文」)を、農業労働者に——間接的ではあるにしても——質問することによって入手した同種の資料をもとに、検証することにある」と(Ibid., S.10)

(7) 牧師が調査担当者として選ばれたのは、なによりも、住民に信頼されている牧師が、「内面的・心理的な要因」についての調査には適当であると考えられたためであるが(Privatengutten, a.a.O., S.370) この調査を通じてこれらの牧師の政治的教育をすることもまた、主要な目的であった(Torbemerkung, a.a.O., S.10)

こうして、一八九二年一二月、調査票および趣意書が、都市部もふくめた計一万五千人の牧師に送付され、翌九三年早々、調査が実施にうつされた。最初、回答の締切り日は三月一五日と決定されたが、調査の遂行ははかばかしくなくついに五月一日まで延期された。これは、(1) 調査員が聖職にある牧師ということで、逆に牧師に対する不信が高まったこと。(2) 質問項目があまりにも多すぎ、かつ、対象となる労働者がはつきりと指定されていなかったため、調査担当者たる牧師の側に混乱があったこと。このふたつの原因によるものであった。結局、六月一日のベルリンにおける第四回福音社会会議の当日までに回収された調査票は、九七七通にすぎず、回収率はきわめて悪かった。とはいえ、その内容は、「予想よりはるかにすぐれており、なによりも信頼に足る」ものであった。

ヴェーバーは、こうして回収された調査票を助手たちの手で集計させ、資料はますます厩大になっていった。しかしその成果は、基本的には以前の社会政策学会の調査と何ら変ることなく、ヴェーバーは自説の正しさをあらためて確信し、第五回福音社会会議の席上、この点に関して次のようにいふ——

「さて、この調査の結果——これまで私が資料を詳細に検討したドイツ東部の大部分の地方に関してですが——を、われわれがすでに分析ずみの同地方の農業労働者の事情との全般的な比較において、考察してみようとするばあい、まず問題となるのは次の点、すなわち、今回の調査員の報告は、社会政策学会の同様の包括的アン

ケート調査の結果と比べてどうか、ということでありませう。これまで私の見たところでは、基本的には、この調査からわれわれが得た情報に大きなズレはありません。なるほど部分的なズレは——一部にすぎないとはいえず——、たとえば賃金率の点にみられます。が、このことは、私の予想に反することではありませんでした。というのも、前回の調査の「この賃金率に関する雇用者からの」報告を、必ずしも信用にたるものとはみていなかったからであります。……………

このように、われわれの資料は、以前の調査の帰結と相反するものではなく、ひとつの補充、しかし部分的にはまさしく重要な点における補充を、果すものであります。

こうしてヴェーバーは、自分の狙いに誤りのないことを実感するに至るのである。^(つ)

(1) Die Erhebung des evangelisch-sozialen Kongress über die Verhältnisse der Landarbeiter Deutschlands, in: Christliche Welt 7, Jg. 1883, S.539.

このように都市部の牧師にも送付したのは、都市部と農村部の区別が難しかったためであるが、この結果、実際には調査対象者たる農業労働者の存在しない教区も生じ、回収率低下の一因となった (vgl. E. Baumgarten, Max Weber, S.375)。

(2) Die Erhebung, a.a.O., S.539.

とごらむ。質問項目が多岐にわたる、複雑化してきたことへの反省は、のちに弟子のアーネルスドルフの著書のために書いた「緒言」の中にみられる (vgl. Vorbemerkung zu Walter Abelsoff, Beiträge zur Sozialstatistik der Deutschen Buchdrucker. Volkswirtschaftliche Abhandlungen der Badischen Hochschulen. V. Bd. 4, Heft, 1900, S. IV)。そしてこの反省の結果、八年後の工業労働者の調査においては、問題の焦点が整理され、簡潔かつ秀れた調査票となつてあらわれる。この内容については次ページの註(7)を参照のこと。

(3) Die Erhebung, a.a.O., S.540. この福音社会会議の調査においては、先に指摘したとおり、実際には農業労働者の存在しない教区もあったので、実質的な回収率は一〇〜一五%であった。

なお、山口訳に「一五〇〇〇通配布され、約五六〇〇〇通が記入されて回収された」とあるのは、原文の etwa 5-600 be-

- Arbeiter」を五六〇と読み違えたための誤訳と思われる (Die ländliche Arbeitsverfassung, a. a. O., S. 63. 山口訳「九ページ」)。
- (4) Die Erhebung, a. a. O., S. 540.
- (5) この福音社会会議の調査の報告は、社会政策学会の報告とくらべると、その量において格段に少ない。これは、ヴェーバーがフライブルク大学の教授となり、多忙となったためでもあるが (vgl. Vorbemerkung zu S. Goldschmidt, S. 9) により、マリアンネも指摘するごとく、「この調査の結果は自分の以前の判断の正しさを証明するにちがいない」と信じて疑わなかった。それゆえ、もうそれほど彼の興味をそそらなかったためであろう (Marianne Weber, a. a. O., S. 213. 大久保訳、一六二ページ)。

- (6) Die deutschen Landarbeiter, in: Bericht über die Verhandlungen des 5. Evangelisch-sozialen Kongress, 1894, S. 64.
- (7) この調査におけるヴェーバーの狙いは、農村社会の変化を、その構成単位である労働者、さらにはその意識にまでさかのぼって分析することであった。いうまでもなくその根底には、こんにちの社会移動論的視角、すなわち、労働者の移動をひとつの社会的行為とみなし、その現実の社会的移動を個人の主観的要因との相互連関において「理解」する、という彼独特の視角が内包されていた (この点については、鈴木広「社会的移動論序説」、同氏著『都市的世界』、一九七〇年、誠信書房、六三ページ参照のこと)。

この視角をヴェーバーは、『プロ倫』においてさらに進展させる。たとえば、同じ労働者たちが必ずしも同一の職業の進路をとらず、(1)日雇職人→親方、(2)日雇職人→熟練労働者もしくは工業経営における上級事務職員、というふたつの社会的移動のコースを辿ることに着目し、その原因に関していう。「この人びとが身につけている精神的特性、わけてもこの場合には、出身地とその家庭からうけた宗教的な憂鬱気にもとづく教育の特徴が職業の選択を規制し、さらにその後における職業上の進路までも決定してしまった」(RS, S. 22. 阿部訳、一二六ページ)。と。すなわちヴェーバーは、宗教・学歴という要因を媒介として、宗教の違い (カトリックとプロテスタント) →職業選択の規制→職業上の進路決定、という一連の因果連関をたどることができたのである。

そしてこの視角は、一九〇八年以降の工業労働者の調査においてなおいっそう明瞭となる。その調査票における質問項目は、(a)生年月日・出生地・国籍、(b)性別・家族構成、(c)宗派、(d)両親の職業と出生地、(e)祖父 (父方・母方) の職業、(f)学校教育、(g)住宅事情等であるが、さらにこれらに加えて、精神的な側面、すなわち、(h)職業選択の理由、(i)転職の有無とその理由、(j)最大の楽しみ、(k)達成したい人生の目標、等にも焦点が合わされており、ヴェーバーはこれらを総括していう――

「この調査の目的からすれば、『職業運命』とともに職業外の『生活様式』をも調査の対象とすべきである。……したがって、とうぜん次の点も質問されねばならないであろう。すなわち——ごく一般的にみて——、家庭生活、子供のしつけ、休養と娯楽の形態、社交の形式と慣習、食事や飲酒の習慣、(読書の)程度と種類からみた精神的・美的関心の傾向と活動、学校と教会生活の公的形式に対する関係、宗教のおよび他の『世界観』にかかわる諸問題に対する関係等、これらの点に関して、封鎖の大工業の労働者と、これと同程度の収入・学歴を有する他の住民層との間で、はっきりとした差異があるかどうか、これである。とくに最上位の労働者の上層部と、官吏、私企業職員および同程度の収入・学歴を有する小市民層との間でこれらの点に関して差異があるかどうか、さらに熟練度や作業工程上の位置、あるは年齢や家庭状況ないし出自によって形成された労働者のいろいろなカテゴリーが、これらの点において、互いに区別されるかどうか、これが問題である。」
 v) (Methodologische Einleitung für die Erhebungen des Vereins für Sozialpolitik über Auslese und Anpassung (Berufswahlen und Berufsschicksal) der Arbeiterschaft der geschlossenen Großindustrie (1908), in: SSp, S.55. 鼓沢「六二ページ」ただし訳文は一部変更)

このように、社会と個人との関係を社会組織全体の中で有機的にとらえようとする姿勢は、一九〇四年のアメリカ旅行において、「ゼクテ」に代表される団体への参加、つまりおよそドイツでは想像しえない人間関係からうけた強烈な印象に帰因する、と思われる。したがって、第一回ドイツ社会学会における「新聞」および「団体」の共同調査の実施というウェーバーの提案も、こういう問題意識との連関において理解されねばならない(この点については、米沢和彦「ドイツ社会学会成立史論序説——学会設立とマックス・ウェーバー——」『哲学年報』第三六輯、一九七七年、一〇一一—二八ページ参照)

五

ところで、これまでみてきたような東部農村の分析結果から、ウェーバーは、次のような政策を提示する。すなわち、(一)ポーランド人の流入禁止、(二)内国植民、このふたつである。この「国家理念」(Staatsraison)の観点にもとづくウェーバーの政策論について、ここで立ち入って論述することは差しひかえたい。むしろ本稿の目的に即して、ウェーバーの農村安定(農業労働者の定住)のための基本構想およびその分析視角に論及し、むすびにかえたいと思う。

では、創出さるべき農業労働者としてヴェーバーが構想したものは、一体どのようなものであったであろうか。

ヴェーバーはその原型を「ウェストファーレンのホイエリング関係」および「ホルンシュタインの借地労働者関係」すなわち、雇用主と労働者とが家畜と労働力とを提供しあつて相互に助けあう関係、に見出した。⁽¹⁾ この関係においては、労働者は雇用主から与えられた一定の土地と放牧地を自分のものとして所有し、「小経営」を営むと同時に、他方、日給で雇用主の農場を耕し、草刈等の労働力を提供する、つまり、この場合の労働者は、あるときは労働契約にもとづく「農業労働者」であり、またある時はみずからの自発的意志にもとづいて農業をいとなむ「農民」でもある、こういう二重の側面をもつていたのである。ヴェーバーにすれば、このような「労働者」と「農民」とが矛盾なく統一された「農業労働者」こそが、自己の所有地の耕作を通して、祖国の大地にあたたかい心のつながりを感じ——労働を「呪わしい義務と責任」(verdammte Pflicht und Schuldigkeit)⁽²⁾ としてではなく——、農村の再建を可能にする新しいタイプの「農民」にほかならなかつたのである。⁽³⁾⁽⁴⁾

- (1) Die Verhältnisse, a. a. O., S. 801, und Entwicklungstendenzen, a. a. O., S. 大蔵・吉矢共訳(一五——一六ページ)。
- (2) Die ländliche Arbeitsverfassung, a. a. O., S. 74, 山口訳(三五ページ)。
- (3) ヴェーバーにおいては、英米における「農民」^(Bauer)とドイツにおける「農民」とは、明確に区別されてゐる (cf. Capitalism and Rural Society in Germany, in: H. H. Gerth and C. Wright Mills, From Max Weber. Essays in Sociology, New York 1946, p. 365. 山田訳「農業制度と資本主義」一〇六ページ参照)。が、もとよりこの意味のヴェーバーであつては、「農民」こそ、農村における生産の核心となるべきはずのものであつた。
- (4) 政治論・政策論的にみれば、こういうヴェーバーの考え方に對しては、山口氏も指摘することく、次のような批判がなりたつてであらう。すなわち、ヴェーバーの構想は、農民の土地への愛着を利用した、いわゆる中農・土地持ち労働者を基盤とするプロシヤ型資本主義成立の確認であり、この方向におけるドイツ国民国家の建設という上からの改革構想にすぎなかつた、そしてドイツの当時の状況のもとでは、所詮かなわぬ夢でしかなかつた、と(同氏、前掲書、二〇六——二〇九ページ)。

たしかに、それはそのとおりであろう。しかしながら、「労働者問題は土地問題である」として、農業労働者と土地との心のつながりを問題とするヴェーバーの基底には——農業労働者の労働が、「呪わしい義務と責任」としてではなく（少し過ぎた表現が許されるならば、Labourではなくworkとして）、行われるべきであるとするヴェーバーの心底には——、いわゆる「農の心」を出発点とするすぐれて農村社会学的な思考が脈々と息づいていたことを、見逃してはなるまい。

以上、論及してきたヴェーバーの農村および農業労働者の分析の中で、なによりも注意をひくのは、農村問題の全体的位置を發展傾向に即してはつきりと見定め、その社会構造の変化を、基本要素である個人の社会的行為にさかのぼって把握するという、いわゆる「方法的個人主義」の原則の下に社会現象をとらえる彼独特の視角であった。⁽¹⁾ 伝統的な社会構造を有する農村社会が、流動化の波によって変貌をよぎなくされつつあるという現実に直面したヴェーバーは、なによりも経済的視点からの分析の限界を知った。いや、農業労働者の意識にまでさかのぼらないかぎり、またその心理的要因と行動との連関を問題としないかぎり、農村問題の十全な理解はありえない、こうヴェーバーは確信していたといわねばならない。誤解を恐れずにいえば、ヴェーバーは「農民層分解」というすぐれて経済的な立場をあえて捨象した⁽²⁾、がその捨象ゆえにこそ、個人の社会的行為を基本とする「ヴェーバー社会学」の基礎を築くことができた。換言するならば、社会学が個別科学として、他の諸科学と同等の評価を獲得するためには、社会学が社会学たるゆえんは、社会全体の把握ではなく、個人に、いや個人の社会行為に分析の焦点をあて、その分析を通じて社会変化のメカニズムを解明するところにある、これがヴェーバーの生涯を貫く「導きの糸」であった。

ともあれ、このヴェーバーの一連の農業労働者の分析は、彼の学問の礎石であるとともに、農民の心を問題とし、その理解のうえにたって農村の再建をめざすヴェーバーの基本構想は——いろいろな時代的制約と批判があるにしろ——、こんにちなお、われわれの農村分析にとっての貴重な里程碑であるといわねばならない。とするならば、われわれはホーニヒスハイムとともに⁽³⁾、ヴェーバーをこう評価しうるのではあるまいか。——マックス・ヴェーバーはす

くれた農村社会学者でもあった」と。

(1) ヴェーバーは、晩年、ローベルト・リーフマン宛の手紙の中で、自らの社会学の立場を次のように規定する。いわく、「私がいまでは（辞令通りに）社会学者になつてゐるとすれば、それは本質的に、いまだに跡を絶たない集合概念を使つた仕事に止めを刺さんがためです。言い換えるなら、社会学は、単数が複数か、少数か多数かはともかく、個人々の行為を起点にするのでなければ、厳密な方法上の《個人主義》——を貫くことはできません」と（W. J. Mommsen, Max Weber, a. a. O., S. 256. 中村・米沢・嘉目訳、前掲書、二二二ページ）。

(2) 戦後のわが国の農村社会学においては、「農民層分解論」にもとづく分析が主流を占めてきた。したがって、ヴェーバーもその延長線上で解釈され、「分解論」欠如という理由で、等閑に付されてきたように思われる。たとえ住谷氏はいう。「ヴェーバーにおいては、事実認識の面では前述のように事態の真相に肉迫してゐたにも拘らず、その発展傾向の深部においてこれを規定している法則の分析はついにこれを果し得なかつた」一つの重要な理由として、『農民層分解』理論の欠如をあげうる」（傍点原文、住谷前掲書、二二三ページ）。

なるほど、「分解論」がわが国の農村社会学研究において果たした役割は高く評価せねばならないにしても、一方では、こんなちの経験的検証に耐ええない面が生じていることも、また事実である（「分解論」を中心とする農村社会学にたいする痛烈な批判としては次のものをみよ。中村正夫・山本陽三・木下謙治『農村社会学』（社会学講座第四巻）に對する書評、『現代社会学』、No. 6、一九七七年、講談社、二〇三—二〇六ページ）。

こういう状況に照らしてみると、ヴェーバーの問題意識と分析視角とは、今後のわが国の農村社会学研究においてきわめて重要なひとつの機能を果たす、こういういうものではあるまいか。

(3) Cf. P. Honigshelm, op. cit., p. 207.